

令和元年第 1 回定例会会議録

四市複合事務組合議会

令和元年第1回四市複合事務組合議会定例会会議録

◎議事日程

令和元年8月21日（水）

午後2時開議

諸般の報告（議案の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 会期決定の件

第2 認定第1号 平成30年度四市複合事務組合決算

第3 会議録署名議員の指名

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時3分開会

○議長（江野澤隆之議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第1回四市複合事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長（江野澤隆之議員） これより会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（江野澤隆之議員） この際、諸般の報告をいたします。

報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

[諸般の報告は巻末に掲載]

○議長（江野澤隆之議員） ここで、管理者に定例会招集の挨拶をお願いいたします。

○管理者（松戸徹市長） 本日は、大変お忙しい中、令和元年第1回四市複合事務組合議会定例会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

そして、日ごろより本組合の事業運営のためにさまざまな形で御尽力いただいておりますことを改めて感

謝申し上げる次第でございます。

本日御審議をお願いする案件は、平成30年度決算の認定となります。議員各位におかれましては、この案件につきまして、御審議の上、御協賛くださいますようお願いを申し上げます。

また、第2斎場の関係でございますけれども、おかげをもちまして工事が順調に進んでおりまして、しおかぜホール茜浜として、ことしの10月8日火曜日から供用を開始することができるようになりました。それに伴いまして、後ほど事務局のほうから正式に御案内させていただきますけれども、10月7日の午後3時から第2斎場の竣工式を行いたいと考えておりますので、その辺につきましても、よろしくようお願い申し上げます。

各議員の皆様には、引き続き本組合の運営のためにお力添えをいただけますようお願い申し上げます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（江野澤隆之議員） これより日程に入ります。
日程第1、会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） 御異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

○議長（江野澤隆之議員） 日程第2、認定第1号平成30年度四市複合事務組合決算を議題といたします。

〔認定第1号は巻末に掲載〕

○議長（江野澤隆之議員） 提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（只縄浩之） 認定第1号決算の認定について、お手元の平成30年度四市複合事務組合決算書にて説明いたします。

まず、1ページからの歳入歳出決算書でございます。

2ページをお開きください。歳入については、予算現額の合計55億2,136万6,000円に対して収入済額の合計が55億378万2,383円で、収入率は99.7%でございます。1款サービス収入の収入未済額44万49円については、後ほど説明させていただきます。

4ページをお開きください。歳出については、予算現額の合計55億2,136万6,000円に対して支出済額の合計が46億7,807万3,724円で、執行率は84.7%でございます。

5ページ表下の歳入歳出差引残高は8億2,570万8,659円で、令和元年度への繰越金となります。

次に、7ページからの歳入歳出決算事項別明細書について説明いたします。

8ページをお開きください。歳入になります。1款サービス収入は、三山園の介護サービスに対する介護給付費と自己負担金による収入済額が4億9,293万3,243円で、予算現額に対し126万8,243円の増となっております。収入未済額44万49円は、介護給付費収入分が13万7,527円で、内訳として、三山園の長期入所者分9万5,381円、短期入所者分4万1,754円、通所介護利用者分392円となります。自己負担金収入分が30万2,522円で、内訳として、長期入所者分29万1,174円、短期入所者分43円、通所介護利用者分1万1,305円とな

ります。これらは全額、令和元年7月末までに納付されています。収入済額が予算現額を上回った主な理由としましては、長期入所において精神科医療養指導加算などの新たな加算を算定したことや、短期入所の利用率が前年度に比べて増加したことなどによるものでございます。

2款分担金及び負担金は関係市の分賦金で、予算現額、収入済額、ともに16億890万4,000円となります。

1目民生費負担金の内容は、三山園の施設整備に伴う組合債の償還金、議会と事務局の運営経費の2分の1、平成29年度から設置した施設等整備基金への積立金でございます。

2目衛生費負担金の内容は、馬込斎場の施設整備に伴う組合債の償還金、馬込斎場の管理運営費、(仮称)第2斎場の整備経費、議会と事務局の運営経費の2分の1でございます。

10ページ、3款使用料及び手数料については、主に馬込斎場の使用料収入で、収入済額は1億2,268万9,996円で、予算現額を197万1,996円上回っています。

1節斎場施設使用料は、収入済額1億1,727万970円で、予算現額を232万4,970円上回っています。これは控室の利用状況が減少したものの、火葬件数が予算件数よりも約2%上回ったことによるものでございます。

2節自動車使用料は、霊柩車の利用件数が当初見込みに対し約10%減少したため、予算現額を36万8,060円下回りました。

4款財産収入は、退職手当基金及び三山園施設等整備基金の運用に伴う収入で6,881円でした。

5款寄附金は、収入がありませんでした。

6款繰入金は、平成30年度中の普通退職者4人の退職手当支給のため、退職手当基金から65万円を繰り入れ、利用者の転落防止用超低床ベッドや事務用連絡自動車の購入等のため、三山園施設等整備基金から630万円を繰り入れしたものでございます。

7款繰越金は、平成29年度からの繰越金1億5,299万6,226円でございます。

次に、12ページに参ります。8款諸収入は、馬込斎場での納骨容器等売払収入と雑入で、収入済額440万

2,037円で、予算現額を74万6,963円下回りました。

9款組合債は、収入済額31億1,490万円で、予算現額を3,210万円下回りました。これは特別養護老人ホーム三山園の設備改修として、買いかえをした食器洗浄機と、(仮称)第2斎場整備事業の新築外構工事と周辺整備工事において、起債対象となる費用が入札により減少したことによるものでございます。

続いて、14ページからは歳出でございます。

1款議会費は組合議会の運営に要する経費で、支出済額が126万804円で、不用額は177万1,196円でした。不用額は、組合議員視察旅費について、1泊2日を日帰りに変更したことなどによるものです。

2款総務費は特別職及び事務局職員の人件費と組合事務局の運営経費で、支出済額は1億9,796万3,449円で、不用額は2,547万6,551円となりました。不用額の理由としましては、三山園に係るPCB処分手数料の契約差金や人事給与・財務会計システムに係る経費について、当初見込んでいた平成30年度の支払いが31年度からとなったことなどによるものです。

16ページに行きまして、3款民生費でございますが、特別養護老人ホーム三山園の管理運営の経費で、支出済額は4億9,427万6,395円、不用額は2,379万5,605円でした。不用額の理由としては、1目老人福祉総務費において、給料、職員手当、共済費の支出が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

ここで、決算には反映されていませんが、船橋労働基準監督署から三山園に対しての是正勧告及び指導票が出された件について報告させていただきます。

職員に対して適切な処遇を行ってこなかったことは申しわけないと思っており、職員に対しては、早速、是正勧告等に関するお詫び文を渡したところでございます。また、関係市及び組合議員の皆様にも御心配をおかけしてしまい、申しわけございませんでした。今後、このようなことがないように、適切な運営を行ってまいります。

労働基準監督署には、8月7日に報告書を提出しました。是正勧告の中で、賃金の一部未払いであり、不足分については平成31年1月1日に遡及して支払うこととされました。これにつきましては、早急に対応さ

せていただきます。また、是正勧告では、平成31年1月1日に遡及して支払うこととされましたが、それ以前に関しましては、法令にのっとり早期解決を図りたいと考えております。

それでは、18ページに行きまして、4款衛生費でございます。馬込斎場の管理運営の経費と第2斎場整備の経費となります。支出済額38億7,244万6,238円で、繰越明許6億1,961万4,960円、不用額は8,460万6,802円でした。繰越明許については、7月23日の臨時会で報告させていただきましたが、平成30年度補正予算で繰越明許とした(仮称)第2斎場整備費の工事請負費と工事監理業務委託料でございます。不用額の理由としましては、1目斎場総務費で、平成29年度において馬込斎場職員が普通退職しましたが、30年度の当初予算に反映できなかったことなどによるもの、それから20ページ、2目斎場施設費で、委託料において、馬込斎場大規模改修工事基本設計業務委託や施設管理委託の契約差金などによるもの、さらに3目第2斎場整備費で、新築外構工事及び周辺整備工事の契約差金などによるものでございます。

22ページに行きまして、5款公債費は組合債の償還金で、三山園の建てかえ事業分と馬込斎場の火葬炉3基の増設事業分の元利と(仮称)第2斎場整備事業の利子の合計でございます。支出済額は1億1,212万6,838円で、不用額は679万3,162円でございます。不用額の理由としましては、(仮称)第2斎場の整備に係る組合債の借入利率が見込みを下回ったことによるものでございます。

6款予備費は、支出がありませんでした。

次に、25ページ以降の実質収支に関する調書でございます。3の歳入歳出差引額8億2,570万8,000円から、4の翌年度へ繰り越すべき財源6億1,961万5,000円を差し引いた5の実質収支額は2億609万3,000円でございます。

次に、27ページからは財産に関する調書になります。

28ページの1、公有財産は、三山園、馬込斎場、(仮称)第2斎場の施設の土地、建物でございます。平成30年度中の増減高はありませんでした。

続いて30ページ、2、物品には、自動車と100万円以

上の物品を記載しています。平成30年度中の増減高は、食器洗浄機及び事務連絡用自動車を導入したことによる2件の増と、宮型霊柩自動車を廃止したことによる1件の減でございます。

31ページ、3、基金は、退職手当基金が平成29年度から810万円の増で、30年度末残高は6,283万円、三山園施設等整備基金は、平成29年度から892万2,000円の増で、30年度末残高は2,326万2,000円でございます。

なお、欄外に記載していますが、基金には出納整理期間がなく、基準日が3月31日現在となっております。出納整理期間中に取り崩した退職手当基金55万円と三山園施設等整備基金216万円は、この増減額に含まれていません。

以上が平成30年度四市複合事務組合の決算になります。よろしくお願ひします。

.....

○議長（江野澤隆之議員） これより質疑に入ります。質疑ありますか。

岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 質問させていただきます。最初に、もし違っていたらいいんですけども、先ほど説明された31ページの基金の年度末増減高、81万円のところ810万円と言ったような気がしたので、そこは訂正しておいてください。

○議長（江野澤隆之議員） 事務局長。

○事務局長（只縄浩之） 申しわけありません。訂正させていただきます。

○議長（江野澤隆之議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 質問に入りたいんですけども、先ほどの説明にもあったとおり、30年度の決算期間中に労働基準法違反が行われていたということで、それ以前からということなんでしょうけれども、今年度になって是正勧告が行われ、是正指導票が出されたということです。三山園の職員は地方公務員ということで、公務労働の場で労働基準法違反が行われていたというのは前代未聞のことですし、本当に残念なことだと思います。これについては、我々議会もそのことをチェックし切れてこなかったという責任も感じなきゃいけないんじゃないかなと思ひながら質問をし

たいんです。

まず、是正勧告、それから是正指導票で指摘をされていることが幾つかあると思います。これについて、7月末までに労基署のほうに報告するという事になっていますので、具体的には是正指摘事項について、いろいろ是正をしたりだとか、報告をされたりということが行われたんだと思いますが、これまでのところ、是正の動きについてどんなふうになっているのか。これは重大な案件だと思いますので、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（江野澤隆之議員） 管理次長。

○管理次長（村山芳和） 船橋労働基準監督署からの是正勧告及び指導について説明させていただきます。

是正勧告につきましては、3項目受けております。採用の際に労働条件を書面で交付してないと。これに対しましては、厚生労働省から示されている通知を参考に今後交付する予定としております。

2番目としては、正しい36協定の届け出がされてないということを受けました。こちらにつきましても、現在、36協定の締結に向けて準備をしているところでございます。

続きまして3番目で、仮眠時間4時間の割り増しの賃金を払ってないと。不足額を平成31年1月までさかのぼって支払うこととされております。こちらについては、6月から仮眠時間4時間は勤務時間と算定しております。それから、1月から5月までのさかのぼって支払うことについては、今、計算をしております。早急に支払い準備を進めているところでございます。時間外手当の基礎額に福祉手当を参入してないと。こちら給与システム等を変更して、8月支給分から行うということを報告しております。

続きまして、指導票です。4項目ありました。1カ月の変形労働時間制に伴う就業規則の定めがない。これに対しまして、就業規則の制定または労使協定の締結、両面から準備を進めるということ報告させていただいております。

2番目といたしましては、仮眠時間について必要な対応をとることと指導されております。こちらについては、6月1日から仮眠時間を勤務時間として職員に

も通知しております。続きまして、休憩中の労働について実態調査を行うこと。こちらは全職員からヒアリングを行っております。あとは、休憩を取得させるための対策。こちら、交代で休憩ができるように規定を整備するようにしていきます。休憩時間に業務を行った場合の対応については、当日中にほかの時間帯で休憩を与えると。とり切れなかった場合には時間外で対応するという事です。3番目といたしましては、実際の労働時間を把握すること。これはタイムカードにより管理して、業務を行わなかった場合はその旨タイムカードに記載する。それと、時間外は事前申請を基本として徹底させる。それと、割り増し賃金が発生した場合は支払う。これに対しては、勧告の3番と同じように、1月から5月までのさかのぼりをもって計算して支払う予定としております。最後、年次有給休暇の取得へ向けた対応ということで、各所属長宛てに周知し、職員へ供覧いたしております。

以上でございます。

○議長（江野澤隆之議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） ありがとうございます。是正に向けた取り組みが進められているんだろうなというのはわかったんですけども、そもそもこういう事態が起きたということ自身が本当にとんでもないことだと思います。

通常、仮眠時間が勤務時間に入っていないという場合、いろんな民間さんでもそうなんですけれども、例えば病院で泊まり勤務で仮眠時間が勤務時間に入っていないという相談を受けると、すぐに労基署に相談に行きなさいという内容の、明らかに違反だと言われるようなことが三山園の中でやられてきたというのは本当に痛恨なんです。それについて、管理者はどのように受けとめているのか。現場の方々も、もちろん、そうなんですけれども、特に本当に残念ですが、指導しなきゃいけない立場でもあるわけです。そういうところでこういう事態が見過ごされてきてしまっていたということについて、管理者としてはどういう御見解をお持ちでしょうか。

○議長（江野澤隆之議員） 管理者。

○管理者（松戸徹市長） 今回の件につきましては、

私のほうも担当から報告を受けて、その内容を把握した時点で、これは非常に重いことだということで受けとめをいたしました。そして、とにかく労働基準監督署からの勧告等について、法令を遵守した形でしっかりと見直して適切な対応をしていかなければいけないということの指示を出させていただきました。労働環境そのものの全体的なことにも及ぶことですので、これは現場のほうの整理が今やられている途中で、労働基準監督署のほうとも相談させていただきながら今対応しております。こういったことが生じたことは管理者として非常に重く受けとめて責任を感じておりますし、また、改善に向けて担当のほうとしっかりと議論し、各4市の議員の皆様方にも御報告しながら是正をしっかりとやっていきたいと思っております。大変申しわけなく思っています。

○議長（江野澤隆之議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） まずは、働いている人たちに申しわけないことをしてきたんだということをやっぱりはっきりさせていただきたいと思います。

それで、どのぐらいの影響額があるのかという点なんですが、仮眠時間、1回当たり4時間ということで、月に6回ぐらい夜勤があつたりすると相当の影響額が出てくるんじゃないかと思えます。まず、1月から5月まで未払いの部分について支払うということでしたけれども、これで大体幾らぐらいになりますか。

○議長（江野澤隆之議員） 管理次長。

○管理次長（村山芳和） 1月から5月までの分に関しては、仮眠時間と、あと時間外の部分も含めましてヒアリングを行いました。概算ではございますが、1,400万円程度になると思われま。

以上でございます。

○議長（江野澤隆之議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） さらに、これから労働債権2年間と言われてますよね。時効が2年ということなんですけれども、この2年分について追及されたら、当然、法令に基づいてということですからお支払いになるんだと思いますけれども、どのぐらいの金額になりますか。

○議長（江野澤隆之議員） 管理次長。

○管理次長（村山芳和） 具体的には、まだ以前のヒアリングは行っておりません。概算でございますが、先ほどの1,400万円は5カ月で1,400万円ですので、それを割り返して、2年分といたしますと約6,700万円ぐらいではないかと思われま。

以上でございます。

○議長（江野澤隆之議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 今回は30年度の決算ということなので、30年度についての影響額は、多分、今回、決算で提示されている数字というのは是正前の数字、違法状態の数字だと思うんです。これに対して是正をした場合、1年間でどのぐらいの影響額が見込まれますか。

○議長（江野澤隆之議員） 管理次長。

○管理次長（村山芳和） こちらも、あくまでも概算でございます。1,400万円を5カ月で割って12カ月といたしますと、3,300万円程度ではないかと思われま。

以上でございます。

○議長（江野澤隆之議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） このことでもうちょっとだけ伺いたいんですけども、30年度、この1年間で3,300万円の影響額ということなんですけど、決算書で言いますと、4ページ、5ページのところにある民生費の数字が、不用額として出ているのが2,379万円ぐらいあるんですけども、これが介護事業所としての収支残高と見ていいんでしょうか。そうすると、もしこの収支状況でいくと、支出が3,300万ふえたら介護事業所としては赤字になってしまうという数字なんですか。

○議長（江野澤隆之議員） 管理次長。

○管理次長（村山芳和） この数字、手前どもで計算したところ、30年度の黒字額は約2,500万円程度になると思います。歳入が6億6,504万8,376円、歳出が5億6,855万855円、それから、前年度からの繰越金が7,199万8,454円ありますので、それを差し引きますと約2,500万円の黒字額となります。そこから約3,300万円を引きますと当然赤字となります。

以上でございます。

○議長（江野澤隆之議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 30年度については、是正勧告の指導に従って割り増し賃金なども発生しますから、今後についての影響額というのはこれほど大きくはならないと思いますけれども、今まで勤務時間とみなされていなかった4時間が勤務時間とみなすことになると、その影響というのはかなり出てくると思いますが、そういう影響というのは今どのぐらい見込まれるんですか。

○議長（江野澤隆之議員） 管理次長。

○管理次長（村山芳和） 現在では影響額、具体的にはまだ試算しておりません。ただ、仮眠時間を労働時間に入れるということは職員の休日がふえますので、その分の人員とか、そういったところが何人必要なのか、そこら辺を踏まえた中でまた検討していかないといけないと思っております。

以上でございます。

○議長（江野澤隆之議員） 岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 体制の見直しを今後しっかりやっていかないと、これからどういうふうに事業を運営していくのかというものが収支にも大きくかわっていくことなんだと思います。シフトの見直しですとか、総合的に勤務体系の見直しをしないと、多分、現場は大混乱状態なんじゃないかと思いますが、その辺、どのぐらいまでに見通しがつくようになりそうですか。

○議長（江野澤隆之議員） 管理次長。

○管理次長（村山芳和） 職員の労働環境も当然配慮した中で、利用者に対しての充実したサービス提供を行いながら、いかに効率的なサービスが提供できるかというような、そういった業務のスケジュールの見直しを今しているところでございます。ただ、すぐ出るものではないので、いろいろ検討しながら、それは早急に固めていけたらと思っております。

以上でございます。

○6番（岩井友子議員） とりあえず結構です。

○議長（江野澤隆之議員） 他に質疑ありませんか。

入沢議員。

○11番（入沢俊行議員） それでは、第2斎場の件について伺いたいと思います。

管理者からお話がありましたが、10月8日に供用開始ということになっています。

まず、来場者の交通手段について、どのように考えて今まで準備を進めてきたのか伺います。

○議長（江野澤隆之議員） 第2斎場整備室長。

○第2斎場整備室長（藤沢徹） お答えいたします。

最寄りの新習志野駅から約3キロ離れている、実際に公共交通機関がないというところで、組合としましても、そういった手段が何かしらないかと、これまで長く検討してまいりました。例えば路線バスの新規ルート、習志野市のコミュニティバスの延伸、マイクロバス等の送迎、無料バス、タクシーの補助等、さまざまなことを検討してまいりましたけれども、いずれにしましても、費用がかかるというところで供用開始時は見送りをさせていただいて、供用開始後について改めて検証してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（江野澤隆之議員） 入沢議員。

○11番（入沢俊行議員） 今お話があったように、新習志野駅から3キロ離れていて、コミュニティバスがあるんですけれども、そこから多分歩いて10分以上の距離であるということですので、多くの皆さんが、この開設に合わせてバスを走らせてもらいたいという要望が強くなっています。

当初、第2斎場の場所も八千代ということが予定されていたわけですが、さまざまな事情がありまして習志野で受け入れるということになったわけです。習志野の市民の皆さんからもバスの路線が要望されているわけですが、遠くの鎌ヶ谷であるとか八千代の皆さんからの交通の便も考えますと、総武線ですとか京成線の津田沼駅から来場できるような路線バスが一番適切だと思うんです。それで今後、評価をしていくということですが、その評価方法はどのように考えているのか伺います。

○議長（江野澤隆之議員） 第2斎場整備室長。

○第2斎場整備室長（藤沢徹） 今お話があったとおり、4市の交通網として考えれば、新習志野駅ではなく、主に京成かなというふうに組合としても考えております。実際に京成津田沼駅からの路線バス新規ルー

ト、あとはマイクロバスの送迎バス等も何社か見積もりをとらせていただいた中で相当な費用がかかってしまうというところですが、馬込斎場の利用形態を調査させていただいた中で、馬込斎場は正面にバス停はありますけれども、主にバスよりもタクシーの利用のほうが多いという中で、実際に供用開始してみないとバスが何割等が見えてない中でちょっと難しいかなという判断をしております。

今後、供用開始後につきましては、馬込斎場と同様に、受付等に御意見箱等も設置し、葬祭業者や利用者の方の声を聞きつつ、あとは実際に10月以降の供用開始後の利用形態も確認しながら進めてまいりたいと思います。

また、ちょうどしおかぜホールの正面北側に野村不動産が新たな物流倉庫を今建設しております。そちらのほうの利用とか、社員の方の交通等、その辺も精査しながら全体を見て考えていきたいと思っております。

いずれにしましても、費用がかかるということになりますと、4市の皆様方の負担金にかかってしまうというところはありますので、その辺は慎重に考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（江野澤隆之議員） 入沢議員。

○11番（入沢俊行議員） ぜひ今後開設する中で皆さんの声をしっかりと聞いて検討していただきたいと思っております。

それともう1点、周辺の交通安全対策のことについて伺いたいと思うんですが、場所が設定された段階で、今ほども物流倉庫ができるというお話がありましたが、物流の拠点となっている地域で業者さんから交通安全対策についての御懸念の声が多く寄せられています。それに対して今までどのような検討をしてきたのか、まず伺います。

○議長（江野澤隆之議員） 第2斎場整備室長。

○第2斎場整備室長（藤沢徹） これまで基本計画を策定してから近隣企業の皆様、習志野商工会議所を先頭に何度も足を運ばせていただいて説明を重ねてまいりました。その中で、位置的に突き当たり道路にしおかぜホールが建設されるというところで、当初、基本

設計の段階では、道路が一面しかありませんので北側の進入路からの計画をしておりましたが、近隣企業の皆様の、要は万が一、そこの正面で事故等があった場合に多くの企業の方々が操業できないという御意見等もありましたので、習志野市さんの御協力もいただいて新たに南側の進入路を設けたというところでございます。その他、ちょうど海沿いの道路を通ってきますので、そちらの路上駐車対策等も、それは警察等も含めて協議をさせてまいりまして、道路形態等も改良したところがございます。

以上です。

○議長（江野澤隆之議員） 入沢議員。

○11番（入沢俊行議員） 今後、供用開始となった場合に交通量が一遍にふえて乗用車、またタクシー等がふえると思います。業者さんのトラック等、出入りが激しい地域ですので、交通安全対策についてはぜひさまざまな声かけ、また警察への指導の徹底をしていただきたいと思いますが、それらについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（江野澤隆之議員） 第2斎場整備室長。

○第2斎場整備室長（藤沢徹） 建設計画の段階から習志野商工会議所の方々と協議を進めてまいりました。そのほか、1点として、近隣企業の皆様から、ちょうどクランク部分、南側進入路部分の信号機の設置の必要性等を検討させていただきました。実際、組合としても、道路管理者である習志野市としても、近隣企業としても、信号の設置をしたほうが安全対策になるだろうというところで、組合から習志野市のほうへ設置要望を出させていただき、それをもって、習志野市から習志野警察署のほうに設置要望を出したところですが、いかにせん、交通量がそこまで多くないという判断もされたかと思っておりますけれども、信号の設置は見送るということで千葉県警察から回答があったところです。ただ、こちらにつきましては、しおかぜホール茜浜だけではなく、近隣企業、習志野市も一緒になっていただいて、引き続きそういった安全対策に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○11番（入沢俊行議員） わかりました。

以上です。

○議長（江野澤隆之議員） 他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

なお、討論は不認定討論と認定討論を交互に行います。

討論ありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） 討論がありますので、まず、不認定の方の発言を許します。

岩井議員。

○6番（岩井友子議員） 不認定の討論を行います。三山園で労働基準法違反が行われていたということが明らかになりました。労働基準監督署からの是正勧告等が出されるという、公立の施設としては前代未聞の事態であり、違法な働き方を労働者に強いてしまったということは議会としても痛恨のきわみとして受けとめなければならないことだと考えます。

公立の特別養護老人ホームとして三山園は、財政的にも船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市が毎年分賦金の負担をしております。平成30年度も三山園の事業にかかわっては、議会費を除くと、ここには市民の公費が約9,000万円支出されております。それだけに労働者の待遇も、民間さんに比べても、きちっとした労働条件にしていきたいし、いい仕事をしてほしい、ほかの特養ホームの模範になるような施設であってほしい、それが市民の願いだとも思います。そのことが全く裏切られるような今回の事態というのは本当に残念でなりません。

そういう点で、現在、改善策が検討されたり、具体的に是正が行われているということなので、一刻も早く是正されることを強く求めたいし、同時に、今後、市民の期待に応えられるような仕事をする特別養護老人ホームとして、労働者の待遇はよくなりました。でも、仕事の中身はよくなりませんみたいな、そんなことであっても困るわけで、いい仕事もやっていただきたい。今回数字を見せていただいたら、ショートステ

イの利用率が少し上がっているということで、現場では努力もされているのかなと思いますけれども、引き続き頑張っていたいただきたいと思います。新たなしおかげホールが完成して供用開始ということになります。が、円滑な運営ができることも強く期待します。

ただし、今回、やはり30年度決算は違法な事業運営が行われていたという決算でありますので、違法を認めるということではできませんから不認定といたします。

以上です。

○議長（江野澤隆之議員） 他に討論ありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） 次に、認定の方の発言を許します。

ありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江野澤隆之議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（江野澤隆之議員） これより採決に入ります。

本件を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江野澤隆之議員） 起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

○議長（江野澤隆之議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に清水聖士議員及び服部友則議員を指名します。

○議長（江野澤隆之議員） 以上で、本定例会の会議に付された事件の審議は全部終了しました。

○議長（江野澤隆之議員） これをもちまして、令和元年第1回四市複合事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時54分閉会

〔出席者〕

◇出席議員（12人）

議長	江野澤 隆之
副議長	中山 恭順
議員	清水 聖士
	勝 又 勝
	藤 代 清七郎
	岡 田 とおる
	藤 川 浩子
	岩 井 友子
	西 村 幸吉
	服 部 友則
	入 沢 俊行
	宮 本 泰介

.....

◇説明のため出席した者

管理者	松 戸 徹
副管理者	辻 恭介
会計管理者	栗 林 紀子
事務局 長	只 縄 浩之
副 参 事	蕨 孝之
管理次 長	村 山 芳和
第2斎場整備室長	藤 沢 徹
斎 場 長	吉 野 成重
代表監査委員	中 村 章

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

四市複合事務組合議会議長	江野澤 隆之
四市複合事務組合議会議員	清水 聖士
四市複合事務組合議会議員	服 部 友則